総行行第５４１号
令和8年11月25日

各都道府県担当部局長　殿
（財政担当課、契約担当課、市町村担当課扱い）
各指定都市担当部局長　殿
（財政担当課、契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（　公　印　省　略　）

緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引き上げに伴う契約金額の柔軟な変更について（通知）

標記の件について、別添のとおり、資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長から当職あてに、緊急的激変緩和措置の基準価格の段階的な引き上げに伴う契約金額の柔軟な変更について依頼がありました。

資源エネルギー庁において、本年3月19日から、中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置として、ガソリンの全国平均小売価格が170円を超える部分の補助を実施してきたところですが、本措置は、あくまで激変緩和措置であること等を踏まえ、本年12月以降、原油価格の動向を注視しつつ、春先に向けて基準価格を毎月5円ずつ引き上げていくことを基本とし対応することとされました。そのため、各地方公共団体が燃料販売業者等から調達する場合の取引価格が上昇していくことが懸念されます。

「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和8年4月21日閣議決定）においては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更を行うことや、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこととされています。

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところです。

貴職においては、官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組として、既に最新の実勢価格を踏まえた予定価格の作成や、実勢価格に係る契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施に取り組んでいるものと認識していますが、本通知の趣旨を踏まえ、貴団体における燃料調達を担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。 また、各都道府県及び市区町村の契約担当部局から、庁内の調達担当部局にも広く本通知を展開いただくよう、併せてお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。